

令和4年度データセンター集積推進事業（セミナー）委託業務処理要領

1 目的

この要領は、道が委託する令和4年度データセンター集積推進事業（セミナー）委託業務の処理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務目的

国によるデータセンター拠点の地方分散や脱炭素の実現に向けた動きを好機に、首都圏との同時被災リスクの低さ（データのレジリエンス）や豊富な再生可能エネルギーといった本道の立地優位性を活かし、ゼロカーボン・省エネ型のデータセンターの本道への誘致を推進する。

3 業務内容

(1) データセンター誘致セミナーの開催及び運営

首都圏のデータセンター事業者や投資家等を対象に、本道のデータセンターの立地環境やビジネスフィールドとしてのポテンシャルをPRするためのセミナーを開催する。

ア 開催日程 : 令和4年11月頃

イ 開催方法 : 東京都内のホテル及びオンラインでの同時開催
(会場の選定基準)

- ・スクール形式で50名以上収容できること。
- ・セミナー終了後、(2)の個別情報交換会が開催できる会場であること。
- ・講師の控室として、1部屋用意すること。

ウ 参集範囲 : 首都圏のデータセンター事業者や投資家、データセンター利用者を含むIT関連事業者など、50名程度

エ 募集方法 : DMやターゲティングメール、WEB申込等、効果的な募集方法とし、
発送・配信件数は、1,000通以上とすること。
また、募集用のチラシ(A4両面カラー1,000枚)を作成すること。

オ 内容 :

(ア)道からの立地環境PR

(イ)基調講演(講師1名)

- ・テーマ「ゼロカーボン北海道の実現に向けた、冷涼な気候や豊富な再生可能エネルギーを活用したデータセンターの展開とデジタルインフラであるデータセンターを起点とした本道への関連産業の誘致・集積について」
- ・上記テーマに基づき、北海道へのデータセンター等の誘致や関連投資の促進を図る内容とし、ふさわしい講師(学識経験者や企業人など)を提案すること。

(ウ)道内にデータセンターを立地した(立地表明含む)企業等からの講演(講師1名以上)

(エ)道内市町村(3市町村程度)の立地環境PR

※道及び道内市町村への謝金や旅費については、受託者の負担なし。

カ アンケート:参加者へのアンケート(満足度、関心事項、今後の立地・投資計画等)を実施すること。

(2) 個別情報交換会の開催及び運営

上記セミナー終了後、同会場において、セミナー参加者と講師等との個別情報交換の時間を設

定し、個別具体的な立地に関する情報収集や相談対応ができる機会を創出する。

※（１）及び（２）の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の蔓延を防ぐため適切な措置を講じること。

※詳細な業務内容については、当委託業務の契約締結後、道と調整して決定する。

（企画提案時点で会場の仮押さえ、講演者のアポイント等は必要としない。）

（３）事業実施報告書の提出

上記（１）～（２）の業務に関する報告書（アンケートの結果も含む）：紙媒体３部及び電子媒体１部

※パネルや写真など準備段階で得たデータも電子媒体により提出する。

※提出期限：令和５年（２０２３年）２月２８日（火）

４ 業務処理計画書について

受託者が、契約書４条の規定に基づき提出する業務処理計画書は、次のとおりとする。

- ・業務処理計画書（別記第１号様式）

５ 実績報告等及び概算払について

（１）受託者が、契約書第１１条の規定に基づき提出する実績報告等については、次のとおりとする。

- ア 実績報告書（別記第２号様式）
- イ 収支精算書（別記第３号様式）
- ウ 事業実施報告書（紙媒体３部及び電子媒体１部）

（２）受託者が、契約書第１３条の規定に基づき提出する概算払の請求書等は、次のとおりとする。

- ア 概算払請求書（別記第４号様式）
- イ 収支計画書（別記第５号様式）

６ 取得財産の管理

委託業務の実施により取得した財産は、取得後、速やかに財産台帳に登録し、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、業務終了後、財産台帳の写しを委託者に提出するものとする。

７ 再委託について

次の要件を満たす場合は、契約書第３条ただし書に基づき再委託を行うことができるものとする。

- （１）再委託をさせようとする第三者に受託者の総合的な管理・指導が及ぶとともに、技術的、経済的能力から判断して、再委託させても契約の履行を確保するのに支障を来さないとき。
- （２）再委託させることの合理的理由があるとき。
- （３）再委託することにより、当該受託者を選定した理由に矛盾を生じるものでないとき。

８ その他

（１）業務の遂行にあたっては、企画提案の内容を基本として、道との連携に留意すること。

（２）新型コロナウイルス感染症などの影響により委託業務の実施の中止や業務内容を変更する場合がある。